

平成28年9月定例会 総務委員会（付託）

平成28年10月11日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 指定管理者の公募に対する申請状況等について（資料①）

田尾県民環境部長

この際、1点、御報告させていただきます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

県民環境部におきましては、徳島県立人権教育啓発推進センター、及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の各施設につきまして、7月27日から、県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月中旬から、施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月30日をもって、申請書類の受付を終了したところでございます。

申請の状況につきましては、徳島県立人権教育啓発推進センターについては、3団体から、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷については、1団体から申請がありました。

今後、提出された事業計画書などの応募書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、次期定例会に議案として提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

南委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

残念な結果が今日、出ておりまして、国民体育大会の天皇杯が46位ということで、皇后

杯は昨年よりも五つも順位を下げたということで、我々、スポーツ振興議員連盟としても、本当は毎年開会式の応援に行っていたんですが、今回ちょっと日程が合わなくて行けなかったのも、順位を下げた原因の一つになるのかなと反省しておりまして、来年は近場の愛媛県ということで、人数を募って応援に行きたいと思います。

いろんな要因があると思いますが、一番力を入れている競技というのは明確にあるんでしょうか。そこだけ教えていただきたいと思います。

佐川県民スポーツ課長

委員から、特に力を入れている競技はあるかということでございますが、この競技に限ってということで、それだけを強化しているというものはないんですが、重点強化枠として、例えば、徳島県体育協会のほうから、国体に出場できそうな競技とか、また国体に出場することが確定している競技につきましては、強化枠ということで、別枠で補助等を行っているところでございます。

中山委員

乗馬とかレスリングは、昔、強かったと思うんですが、一概に言えないんでしょうが、十分分析をして、来年こそは順位を上げるような努力を、引き続きお願いしたいと思えます。

この点はこの辺にしておきます。

今回、脱炭素社会の実現を掲げた新条例が提案されていますけども、脱炭素社会の実現というのは、非常に難しいものがあると思ひまして、県民や事業者の協力なしでは、多分、なかなか成し遂げることはできないと思ひます。

最近、事業者の人たちも、LED照明の採用とか、あと太陽光発電の導入とか、節電とか、省エネに非常に努力をしていただいている企業も多くなってきました。そういうふうな頑張っている企業というのを、もっともっと応援していかなければいけないと思ひます。どういう企業がそこら辺に力を注いでいるかということも、もっともっと公表して、できれば、そういう頑張っている企業をもっともっと応援していくべきではないかと思ひますが、その辺についてはどうなんでしょうか。ちょっと教えてください。

藤本環境首都課長

ただいま中山委員のほうから、頑張っている企業を応援すべきではないかというようなお問合せでございます。

委員のおっしゃるとおり、脱炭素社会実現に向けましては、やはり企業をはじめとする県民総活躍というのが非常に重要であるというふうに考えておりまして、今回、新たな条例にも、基本理念の一つといたしまして、県民総活躍ということを掲げさせていただいているところでございます。

今後、その県民とか事業者の皆様の取組を促進していくためには、温室効果ガス排出の

削減努力の見える化，これが非常に重要であると考えておりますので，そうしたことから，新たな条例におきましては，積極的に温室効果ガスの削減に取り組む企業の公表をするとともに，先進的な取組や削減効果の高い取組につきましては，表彰を行うというような新たな顕彰制度を設けることといたしております，事業者の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

また，さらには，去る7月に気候変動フォーラムというのを開催したんですけれども，その場で県内の企業をはじめといたしまして，いろんな先進的な取組をしておる企業，団体等の事例発表を行ったところ，参加者の皆様方からは，非常に具体的な話で参考になってよかったというようなこととか，興味深い取組であるというような御意見が非常に多かったものですから，今後も，そういうような非常に先進的な取組をしている企業，団体さんの取組をいろんなところで情報発信できるような機会を設けさせていただきまして，県内はもとより全国に発信をしてみたいというふうに考えております。

こういうような取組を通じまして，気候変動対策に取り組むということが，企業にとってもメリットがあるんだということを企業サイドのほうにもわかっていただきまして，また，その取組を県内の企業にも波及させていくことによりまして，県全体の底上げを図ってまいりたいというふうに考えております。

中山委員

なかなか数値目標を掲げても，それをクリアしていくのは本当に並大抵のことじゃないと思いますが，やはり，県民の皆様の決意とか，各企業さんの協力なしではなかなか削減目標に届かないと思いますので，是非とも先ほど申されたように，優良企業の紹介とか，個人さんも含めて，こういうことをやっているんだという，広く知らしめるといふか，表彰制度とか，そういう活用をして，数値目標の実現に頑張りたいと思います。

私，いつも思うんですけども，都会はともかくとして，地方で，例えば24時間コンビニなんかもそうです。今度，うちの近所にハローズができるんですね。ハローズも24時間営業なんですけど，非常に大きな店舗が今，建設中でありまして，その地球に対する悪影響というのがかなりあるんじゃないかなと思います。

利用客というのは本当に少ないんですよ。特に，地方になればなるほど少なくて，無駄なエネルギーの消費をしているんじゃないかなと思うし，それに対して，県がとやかく言うことはなかなか難しいと思います。営利で仕事をされているところなんだろうが，やはり都会と違って，これだけ人口が少なくなってきたら，果たして24時間営業の店が必要なのかなということも，抜本的にもっと考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

やはり，地球の温暖化に対する悪影響に加えて，青少年育成の面でも，24時間営業の店があれば，悪影響を及ぼす可能性もあると思うんです。やはり，人間の生活のリズムというのは，暗くなったら寝て，明るくなったら起きると。そういうふうなことがあって，今，人間というのは繁栄してきたのではないかなと思っています。もう数えたら，三つ，四つ，

五つぐらいの悪影響があると思うので、その辺の指導も是非していただいて、田舎らしい生活を実現できるように考えていただきたいなと思います。

これは、多分、答弁できないと思いますので、強く要望したいと思います。是非とも、その辺のところも考えてください。

古川委員

私のほうから、何本か質問をさせていただきます。

まず、子育て支援についてお尋ねをしたいと思います。

先の国会で児童福祉法などが現在、改正されて、子育て世代の包括支援センター、この設置について法的な根拠ができたと思います。これは日本版ネウボラと呼ばれていまして、ネウボラというのはフィンランドの子育て支援制度、妊娠から出産、産後ケア、子育てについて、たらい回しにしない、ワンストップ窓口で対応して、担当の保健師や助産師などが切れ目のないアドバイスをしておりまして、端末をつなげているというような制度です。

ネウボラというのは、助言する場所、相談する場所というような意味だそうですが、そういうもので法的にも根拠ができて、全国でも進めていっていると思います。切れ目のない支援というのは、本当に大事ななと思います。特に、産後ケアについては、今、本当に大事な担う部分かなと。女性の出産年齢の高齢化とか核家族化も進んでいまして、虐待防止の観点からも、そういう産後ケアというのは重要だなと考えています。

この間、会派で品川区の子育て世代包括支援センターの取組を視察してきましたんですけども、品川区が結構、頑張っているという、いろんな専門性を持った相談員をかなり配置して、きめ細かな相談や支援体制が行われているということで、東京都も結構、支援をしてやっておりました。育児ノイローゼなんかも、割と1割ぐらいの、10%ぐらいの人が育児ノイローゼになっているという実態があって、品川区はちょっと減ってきたという効果が出てきたような話もしました。

それで、新聞報道によりますと、今年度の予算で、全国で254市町村、423か所にこの子育て世代包括支援センターの設置・運営する予算が付いたということが報道されていたんですけども、徳島県のこの設置状況というのがわかったら教えていただけますか。

東條子ども・子育て支援室長

古川委員から子育て世代包括支援センターについての御質問を頂いております。

この子育て世代包括支援センターにつきましては、保健福祉部のほうが母子保健の観点から、主に所管しておりますけれども、私どもも情報交換しながらしておるところでございます。

この度の児童福祉法の改正により法定化されまして、市町村が母子保健に関し、実情の把握を行う子育て世代包括支援センターを設置するように努めなければならないということになったところでございます。

その背景につきましては、地域のつながりの希薄化等によりまして、妊産婦さんや母親

の孤立感や負担感が高まっているという状況がございます。そのために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うということで、子育て世代包括支援センターについて、だいたい平成32年度までに全国展開を目指すということにされているというようになっておるところでございます。

本県につきましては、鳴門市に1か所設置されているという状況であるということでございます。

古川委員

保健福祉部の所管ということなので、余り詳しいことは聞けないかなと思うんですが、鳴門市のこの子育て世代包括支援センターの取組というのはどんな感じでしょうか。特徴とかがあればお願いします。

東條子ども・子育て支援室長

鳴門市の具体の取組についてということ、一般的にというところにはなってしまうんですけども、妊娠期から出産・産後までワンストップで相談窓口を設置するというところでございます。産前産後のサポート事業ということで、そういった相談に力を入れるとともに、様々な検診事業でございますとか、定期検診、予防接種とかそういったことを、妊娠期から、そして育児期の子育て相談までつなげていくというワンストップの窓口を設置するということが、センターの主な取組になっておるところでございます。

古川委員

一般的なお答えはそれで了解しました。県民環境部のほうも、一応どのようにしているのかというところを、やはり情報をつかんでおいたほうがいいかなと思います。

あと、県の支援策、この市町村が設置する子育て世代包括支援センターに対して、何か支援策はありますか。

東條子ども・子育て支援室長

まずは、設置を広めて、法の改正の趣旨を広く市町村に理解していただくということで、私ども保健福祉部と連携いたしまして、私どもが虐待防止の観点から開いております児童虐待防止対策会議におきましても、法律の趣旨ですとか、この度、子育て世代包括支援センターの法定化などについて、情報提供をしているところでございます。

また、利用者支援事業として、専門職員の人件費、改修費等の開設準備の経費につきましては、県が負担することになっておるところでございます。県の負担率3分の1でございますけれども、そのほうを負担することになっているということでございます。

古川委員

保健福祉部が主体的になっていくということですが、県民環境部のほうも、保健福祉部

のほうに任せるのではなくて、いろいろ上乘せして、やっぱり全部で423か所の予算が付いているのに、徳島は1か所というのは、やっぱり割合としては少ないかなど。努力義務ということであっても、やっぱり積極的に手を挙げてやっていくということがすごく大事で、それを推進していくというのが県の役割でもあると思いますので、市町村はちょっと動きが鈍いのかなというところを、いろんなところで感じる場所もありますので、県からどんどん情報を発信して促していくということを、進めていってほしいと思っています。

県民環境部が市町村にこういう情報を提供したり、促すような会議の機会とかはありますか。

東條子ども・子育て支援室長

先ほども少し申し上げましたけれども、児童虐待防止の対策会議を3圏域でしており、また、児童虐待の防止セミナーのような研修会、市町村に対しては、新任職員の研修会などを4月に開催したりしまして、そういった研修の中で様々な情報提供をしているところでございます。

あと、国からのいろんな情報につきましては、その都度、メールや通知等で市町村のほうに情報提供しているという状況でございます。

古川委員

市町村の担当レベルは、結構忙しくて、いろいろしたくないのかなというのがあると思うので、やっぱり幹部の人にどんどん言って、とにかく必要なんだというふうに言って、どんどん取り組んでいってもらわないと、取組できないかなと思います。うちも公明党の議員にしっかり言って進めるようにしたいとは思っていますけれども、まずは、また部長もよろしくお願いいたします。

それから、先ほど児童虐待の絡みもすごくありますので、この間、朝日新聞でしたけれども、虐待死は無理心中を除いたら0歳児が6割を超えているというような報道がありましたので、これもやっぱり大きい問題だなと思っております。このあたりの県の対策というのは、何かやっていますか。

東條子ども・子育て支援室長

望まない妊娠というようところが大きいということで、先ほどの子育て世代包括支援センターというようところが、大きな役割を担うところになるというところでございますけれども、また改めまして、児童福祉法の改正によりまして、市町村におきましては、支援拠点の整備が努力義務ではございますけれども、来年4月1日に施行されるというところでございます。

こちらは先ほどの子育て世代包括支援センターですとか、又は市町村の要保護児童対策地域協議会のようなところが主体になって、支援拠点をつくっていくというところで、こちらは、詳細につきましては、ただいま国がワーキンググループで在り方のところを検討

しているところでございますけれども、そういったところが大きな役割を果たしていくというところでございますので、県といたしましても、そういった市町村の動きが図られますように、これからも情報提供や助言・支援などに一層努めていきたいと思っております。

古川委員

そうですね。子育て世代包括支援センターが大きく担うという認識が、やっぱりあるので、本当に、この日本版ネウボラの推進というのは大事なかなと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

児童相談所もかなり、日々忙しい状況だと思うので、何もかも県でというのは難しいだろうから、市町村にもというのも十分わかってはおります。

今回、5月に児童福祉法も改正されて、来年4月から、報告等、支援の役割分担、児童相談所と市町村と分けてやっていくみたいな法改正もなされたということを知っておりますけれども、このあたり、来年4月からどういう形に変わっていくか、ちょっと詳しく教えてください。

東條子ども・子育て支援室長

県と市町村の役割のことでございますけれども、児童福祉法の改正によりまして、最初は、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として位置付けられておりましたけれども、そのときに、県としては困難事例の対応や市町村に対する支援を行うこととされておりました。

その役割・責務については、必ずしも明確でなかったということが指摘されまして、今回の児童福祉法の改正におきまして、市町村は基礎的な地方公共団体として児童の身近な場所における支援を適切に行うこと、都道府県は市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識や技術並びに広域的な対応が必要な業務を適切に行うことということが明記されたところでございます。

市町村におきましては、平成29年4月1日の法の施行におきまして、市町村の体制強化といたしまして、一つは、子育て世代包括支援センターの法定化、もう一つは支援拠点の整備、もう一つが要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置や研修受講の義務化というところが、体制強化とされているところでございます。

こちらにつきましては、県といたしまして、繰り返しになりますけれども、様々な機会を通じまして、法の趣旨でございますとか、来年の体制整備について、市町村に情報提供をしているところでございます。

今後とも国のほうで、細かな、これはワーキンググループで検討がされているところでありますとか、ガイドラインが策定されるというようなこともございますので、市町村に適切に必要な援助を行っていきたいと考えております。

古川委員

そこまで至らないような子どもの支援で、子育て支援の対応の部分については市町村でやってもらうということで、先ほど言ったように、体制整備や拠点の整備も努力していただくということですが、本当に、来年4月からなので、市町村の体制整備が大変急ぐと思います。予算もとっていただいて、今、市町村がどれぐらいの意識で動いているかというのは把握されていますか。

東條子ども・子育て支援室長

市町村におきましても、様々な情報提供はこれまでもしておるところでございますけれども、どのぐらいまでの支援拠点という形をとるのか、どういったことが整備という段階になるのか、具体というのが、どうしても国の検討会ですとか、ガイドラインの策定を待つというところも多いというようなところでございます。

我々のほうは、適切に情報提供に進めていきたいとも思っております。

古川委員

それが実態だと思いますが、やはり、これもさっき言ったように、どんどん、手を挙げて、市町村がやっていく様子を見ていっているのではなくて、本当に先進的な取組を市町村でやっていってもらうということを、やっぱり県としてもしっかりと訴えて促していくことは大事だと思います。ワーキンググループも年内に結論を出してと、国のほうも言ってますけれども、これを待っていたら、また後手になりますし、大体、今までの議論のペーパーなんかも出て、大体姿も見えてきていると思います。そのあたりの情報をしっかりつかんで、既に概算要求も出ていて、多分、概算要求というのは、このまま通ると思いますので、拠点整備に対する補助金も、予算を組んでいるわけですね。これに、どれだけの市町村が手を挙げるんだろうかと、すごく心配なんです。

ですから、このあたりのワーキンググループで議論している過程がとても大事だと思うので、最後にいくまでの間、どういう議論がされてそうなったのかというのが、そのあたりを市町村も知ってもらって、必要性を認識してもらうというのは、非常に大事だと思います。このあたりの取組が県としてなかなかできてないのかなというのがあって、市町村を悪く言うわけではないんですけど、なかなか、先になって手を挙げてやっていくというような、あんまり状況が、この分野では見られないのかなというふうに思っています。

県のほうは、大体、ワーキンググループとか資料とか、そういうような文書は出しているんですか。確認はしていますか。

東條子ども・子育て支援室長

様々な情報をホームページ等で開示されるというところもでございますけれども、現在、十分な、ホームページ上にも出ていない部分もございまして、アンテナを高く、我々のほうも早め早めに情報が入手できるよう、今後とも努めていきたいと思っております。

古川委員

ホームページで、結構、資料とかも出ていますので、しっかりとそんなものも入手をして、もし直接、担当の人に話が聞きたいというのがあれば、またつなぐこともできますので、言っていただいて、しっかりと早めの情報をとって、市町村につなげていくという流れをつくってほしいなと思っています。

拠点整備も努力義務ではありますが、本当にこれを24市町村のうち、幾つできていくかというのは大事なことだと思いますので、このあたりを、しっかりと進めてほしいなと思います。でないと、いつまでも児童相談所の負担が減らないですよね。市町村にどんどんやっていってもらおう。先んじてやったら、やっぱり、自発的にやるようになるので、逆にもう仕方ないなとやるよりは、いいと思うんですね。それで、とりあえず、一つでも二つでもやってくれるところをつくってほしいなと思っています。

あと、児童相談所の体制整備も、今回、変わるんですけど、このあたりの準備はもう進んでいますか。

東條子ども・子育て支援室長

この度の法改正による児童相談所の体制強化というところでございます。児童相談所の運営指針等も改定されまして、まずは、児童相談所に弁護士の配置、児童心理士、保健師等、指導・教育担当の児童福祉士の配置、児童福祉士配置基準の見直し等が施行されたところでございます。

児童相談所における弁護士の配置というところでございますけれども、県におきましては、この度、児童相談所嘱託弁護士として非常勤の職員を中央子ども女性相談センターに配置するということを決定したところでございまして、様々な枠組みにつきましては、ただいま弁護士会等と協議をしているところでございます。協議が整い次第、実際の配置をしていただきまして、法的ないろんな相談ですとか、業務に当たっていただくということで、ただいま進めておるところでございます。

古川委員

児童虐待は、本当に早く解決していかなければいけない大きな問題になっていますので、県のほうも、それを待ちの姿勢ではなくて、本当に、全国のトップを走るようなぐらいの勢いできちっと体制を、十二分の体制を整えて対応していただきたいと思っていますので、その点についてもよろしくお願ひいたします。

では、子育て関係のほうはこれくらいにして、環境の関係で2点、お聞きしたいんですけど、まず1点目が、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理場等の合理化に関する特別措置法というのは、こちらの管轄、県民環境部のほうでよろしいのかなと思うんですけども、この合理化計画ですね。あと、措置の実施、合理化計画策定の市町村とか、措置実施の市町村、このあたりの県内の市町村の状況というのはわかりますか。

河崎環境指導課長

ただいまの浄化槽関係の件でございますけれども、かつて、環境整備課の時代に、当課でやっておったんですけれども、現在は、県土整備部の水・環境課に移っておりますので、その状況につきまして、私、まだ承知しておりません。

古川委員

県土整備部のほうだということなのですが、計画の策定状況とかそのあたりもやっぱり把握しておいたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

河崎環境指導課長

一般廃棄物の処理と密接に関係するところもございますので、精一杯、把握に努めたいと思います。よろしく願いいたします。

古川委員

よろしく申し上げます。私の手元の資料では、これもほかの県は進んでいるのに、徳島県の市町村はゼロなんですよね。これも環境サイドからも、いろんな機会があると思うので、重要性をしっかりとってあげて進めていっていただきたいと思ってますので、その点についてもよろしく願いいたします。

最後に、私のほうからも今回、条例に出てます脱炭素社会のこの部分について、高い削減目標を掲げましたので、これを何とか、本当に実現していかないといけないと思いますので、何回も本会議でも出てたと思うんですけれども、もう一回、これを実現していくための方策とか、イメージとかそのあたりをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

藤本環境首都課長

新たな条例，それに加えてまして温暖化の削減目標に関してのお尋ねでございます。

皆さん、既に体感をされているかと思っておりますけれども、今、非常に異常気象が続いております。台風なんかも北海道に何回も上陸したり、東北の太平洋側に上陸するという観測史上初めてのできごとが今年、起こったりとかというところで、地球温暖化待ったなしという状況になっておまして、世界におきまして、そういう状況を受けまして、各国間の対立を乗り越えまして、196の国、地域、全ての参加国が合意しました、パリ協定が採択をされたところでございます。そのパリ協定も、来月早々には発効されるということが確実にできてきているところでございます。

日本におきまして、2030年に26%削減という目標を掲げた地球温暖化対策計画が策定されまして、本県におきまして、この気候変動分野で全国をリードするという意気込みをもちまして、新たな条例、それから意欲的な削減目標、そして気候変動に適切に対応する適応戦略、この三つを3本の矢として、気候変動対策の土台づくりに取り組んでいるところでございます。

その中で、高い削減目標でございますけれども、やはり、私もこの高い目標を設定いたしまして、県民の皆様意識とか行動、それらを喚起する契機にしたいなというふうに考えておりますし、また、日本の気候変動対策をリードするという意気込みを見せるというところもでございます。

そういうところで、今回、高い目標を掲げさせていただきましたが、ただ単に、これが達成できない、無理な目標というわけではなく、私どもとしては、達成可能というふうに考えておまして、その達成に向けましては、先ほど来、申し上げております県民総活躍、それから地域資源の最大限活用、それから、政策の総動員という、この三つの視点から対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。具体的には、やはり本県に豊富に存在いたします自然エネルギー、それから、全国に先んじて導入を進めております水素エネルギー、このあたりの導入促進をまずは図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、県民の皆様にイベント等でアンケートをとりましたら、県として何をやってほしいかという問いに対しまして、環境教育とか環境学習の推進ということが多くのお答えが出てきておったところでございます。そういうようなことを受けまして、次代を担う子供たちから高齢者まで、全ての世代に対応できるような環境教育の体系化を図ってまいりたいと考えております。

さらには、そういう環境教育を支えるべき専門的な知識・経験を有する人材、それから、地域で活躍できるようなリーダーの育成、それから、それらの方々が活躍できる場の創出、そのあたりにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

これらの取組を通じまして、県民の皆様、それから事業者の皆様方と力を合わせて高い目標ではございますが、達成に向けて頑張ってまいりたいというふうに考えております。

古川委員

さっき課長が言われたように、再びのチャンスかなと思っております。東日本大震災で原子力発電所の事故が起こってから、温暖化防止という部分は、かなり日本の中では下火になってたんですけども、また、今、雨の降り方が尋常じゃない。徳島も、この間も床上浸水というような被害も出ましたし、本当に、今、そんなに簡単に川の幅を広げられるわけではない。だから、どうやって、床上浸水をなくしていくんだといたら、実効性のある対策というのはすぐには立てられない状況かなと思っております。前にも言いましたけど、僕も15年ほど前に、環境のセクションにいたときから、もう、今はどんな対策をとっても2度までは平均気温は上がると言われてましたので、あの頃は0.7度、今0.8度ぐらいまで上がっています。まだ1.2度上がるわけですから、これも本当に、子どもたちの世代の話ではなくて、我々の世代の話だと思っております。

もう一つ言うと、もうここを超えると後戻りできないというポイントもあるというようなティッピング・ポイントというんですかね、もあると言われる。それはもう本当に、既に過ぎてるかもしれないし、これ、わからないという状況でもありますのでね。かなり危

機感を持ってやっていかないと大変な時代になるというのは避けられないのかなと思いますので、やっぱり対策、適応計画というのを、現実的に見ていかないといけないのだろうなと思っています。

ともかく、まず、もう一回、県民の方に、現状をきちっと知らせるということが、まず、認識してもらおうというのが、すごく大事だと思います。そして、県民の皆さんに、我々は実際、何ができるのかというところをやっぱりきちっと知ってもらって、エンパワーメントにつなげていくという、そういうことを県としてはやっていくべきではないかな。

自然エネルギーや水素の導入も大事ですけど、やっぱり、これはかなりお金が要ることで、国のほうでかなり予算を付けてもらわないと、劇的には進んでいかないのかなと思いますし、大企業に向けて訴えていくというのも、国民の意識が、やっぱり動かすことだと思いますので、そのあたりをしっかりとやっていく。そのために、いろんな主体によるセミナーとか研修とか、どんどん開いていってもらって、県だけがやったら、なかなか限られてくると思いますので、それを県も支援していくというような取組を是非進めていっていただきたいなと思っていますので、このあたり、また来年度予算に向けて取り組んでいただけたらと思います。

喜多委員

今、冒頭に説明がありました、この指定管理者ですけれど、この阿波十郎兵衛屋敷は、せっかく3団体が説明会を受けたにもかかわらず、申請が最終的には1団体だけだったというのは、非常に残念なことではないかなと思いますけれども、この1団体になってしまったという原因は、わかりますでしょうか。

板東とくしま文化振興課長

阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の応募のお話を頂いたところでございます。

阿波十郎兵衛屋敷につきましては、全国に誇る伝統芸能であります阿波人形浄瑠璃の振興の中核拠点に位置付けておりまして、文化・観光施設としての利用サービスの向上、あるいは積極的な事業展開によりまして、その振興に寄与することが求められる特殊性の高い施設であるというふうに考えております。

今回の募集に当たりまして、県のホームページあるいは県政だより等を通じまして周知を行ったところでございます。それで、また今年度から新たに、本県及び関西5府県ほかで構成されております人形浄瑠璃関係団体であります人形浄瑠璃街道連絡協議会のホームページにおきましても、広く募集・周知を行ったところでございます。

この結果、現地説明会におきましては、二度行ったところ3団体の説明会の参加者というところにまではなったところでございますが、結果といたしまして、議員のお話のとおり1団体の申請となったところでございます。

様々な要因があるとは思いますが、我々として、まず、一つ考えられる理由といたしましては、やっぱり本施設につきましては、単なる施設・建物の管理という面だけ

ではなくて、阿波人形浄瑠璃あるいは舞台運営などの知識、ノウハウ、さらには県内外への魅力発信、あるいは後継者育成を踏まえた事業の企画制作力といったものも求める高い専門性ということを、我々としては求めておるところでございます。

推測ではありますけれども、それらの特殊要因ということを鑑みて、結果的に1団体になったのかなというふうに感じておるところでございます。

喜多委員

まあ、仕方がないとは思いますが、せっかく説明を受けて、残念やなと思います。例えば、公共事業の入札であれば1者だったら、またやり直すということが一般的にやられておりますけれども、もう、どんなんですかね。再度というのはありえないだろうし、もう多分、出しても無理ということが予測されたので出さなかったというのもあるのでないかなと思うけど。1者だけなら、もう決定してしまっているというか、仕方がないですね、これは。

何かできないかなと思います。

鎌倉県民環境政策課長

ただいまの1者のみでは仕方がないなという御意見がありました。複数の指定管理者から応募があった場合は、指定管理候補者選定委員会を実施しますが、1者の場合も、その適否を委員に見ていただき、適正に管理できるかどうかということ判断しております。

喜多委員

何かせめて、応募というか、聞きに来る人が増えてほしいと思います。もっと開かれたことが必要でないのかなという気がいたしますけれども、結局はわかりませんが、うまくいけるように頑張ってもらいたいと思います。

次に、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画ということで、これは県とは関係ないとは思いますが、これの瀬戸内海に面している所が、この団体ということはわかりませんが、面していない奈良県とか兵庫県も入って、全部で13府県ということになっておりますけれども、これはわかっただけで結構ですが、この瀬戸内海環境保全特別措置法による対象地域というのは、国で決めているのですか。

津田環境管理課長

瀬戸内海環境保全特別措置法につきましての説明となりますけど、今、日本には海で閉鎖性海域というのがございます。その閉鎖性海域につきましては、今、委員のお話の瀬戸内海、あと伊勢湾、東京湾ということで、その三つが閉鎖性海域ということで、その閉鎖性海域の環境保全ということで、特別に国のほうが音頭をとって対応させていただくような状況でございます。

その中で、委員が、先ほど言いました瀬戸内海は13府県がございまして。その13府県の中

の、瀬戸内海というのは、和歌山県の日ノ御崎灯台と徳島県の蒲生田岬灯台まで、それと愛媛県の高茂崎から大分県の鶴御崎、山口県の角島通瀬崎から福岡県の妙見崎灯台、この箇所にかかる所が、基本的には瀬戸内の今回の県計画の対象になってきております。

その中で、この瀬戸内海に面していない所、この地区が京都府と奈良県でございます。京都府と奈良県が、なぜ瀬戸内海に面していないのに、そういうような計画の対象になるかというようなことでございますけど、当然ながら、海というのは山から水が流れてきます。当然、山の保全ということが必然的には、海水の保全ということにつながってまいります。そういうことで、必然的に山の保全が海の保全につながるということで、京都府、奈良県ということ、一つに、山も海も全て自然としてつながっていく。そういう意味で、今、13府県ということになっております。

喜多委員

この13府県が、今回、変更計画を全部の団体が、府県が立て直すということになつてらるんですか。

津田環境管理課長

はい、そうです。この計画策定につきましては、国の基本計画というものがございます。その国の基本計画は、従前でしたら、水質の保全と自然景観という、この二つが基本的な主な施策体系でございました。それが、今回、計画変更になりまして、沿岸域の環境の保全とか再生、あるいは水質の保全に加えまして管理というもの、また、自然景観・文化的景観の保全、また水質資源の持続的な利用の確保ということで、生物資源の多様性でありますとか生産性、そのようなものも加味するようなことになりました。

そのようなことを加味した上で、国のほうが基本計画を策定しまして、それを受けまして関係する13府県がもとで県計画ということで策定しました。また、それにつきましては、徳島県につきましても、このような県計画ということで策定させてまいりました。

喜多委員

ただ徳島県独自と書いてあるこの洋上風力発電と、もう一つは渦潮世界遺産等と。これ以外は、この対象地域の府県が、ほぼ共通ということになるんですか。

津田環境管理課長

先ほど、御説明させていただいたように、基本計画というものがございまして、まだ国のほうから、13府県がばらばらでしたら、やっぱり都合が悪いということで、いろいろなチェックというのが働いてまいります。その中で、徳島県としても、できるだけ何らかの個性を出したい、あるいは独自性を出したいという中で、今現在、実証実験を進めるような計画を立てております洋上風力発電でございますとか、先ほど、通知しました兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会、このようなものを県計画に盛り込むことによ

りまして、気運の醸成を図っていききたいというようなことで計画中でございます。

喜多委員

ということは大体、10年ぐらいに、この洋上風力発電と世界遺産登録に可能性としたらあるので出したのですか。

岡島自然エネルギー推進室長

洋上風力の将来的な御質問かなということでございます。

洋上風力発電につきましては、日本、本県もそうですけれども、長い海岸線ということが特徴でございますので、非常に洋上風力発電ということは、これからの自然エネルギーの導入拡大を図る上では、非常に重要であるという認識でございます。

ただ、現状、洋上風力発電につきましては、まだまだ通常の陸上の風力発電に比べてのコストの面とか、そういった面が高めになってございます。それで、まだまだ、国も含めまして実証研究といいたいでしょうか、いろいろなところで実証をやっているところではあるんですけども、まだまだ技術開発が必要な部分というところもございます。

そういった中で、本県におきましては、一応、計画の中で平成30年に実証を行うというような形で、今、計画を立てさせていただいてございます。

ただ、洋上風力発電を進めるに当たりましては、先ほど申し上げた技術開発もさることながらでございますけれども、漁業関係者の方々の御理解というのは、これはもう必要不可欠でございますので、そういった方の理解を深めていただくために、自然エネルギーの有用性というものを、今、実感してもらおうべく、平成27年度におきましては、各漁業協同組合さんに御協力いただきながら、太陽光発電でありますとか、LED、それとこの4月に開所式を行いましたけれども、漁港の風力発電ということもさせていただいているところでございます。

今年度につきましては、そういった実証実験に向けたデータ収集に取り組んでいるところでございます。そのあたりを含めまして、目標に向かって、今まい進してまいりたいというふうに考えてございます。

喜多委員

しっかり頑張ってください、洲本の沖に大きいのができてるんですね。あれを、初めて見ましたが、徳島県にある佐那河内村の山の上にあるような風力発電の2倍ぐらいか、3倍ぐらいの大きさで、洋上だからできるのでないかなと思いました。徳島県はその可能性としたらすごく大きく秘めておりますので、是非、しっかりと進めてほしいなということをお願いというか要望しておきたいと思えます。

それと、この気候温暖化、もう時間がないんですけども、これの非常に大きい目標というか、徳島県で40%削減ということで、実際2030年までに、この大きな目標の40%削減まで持っていった根拠はどこにあるか。そして、その実現の可能性について。

藤本環境首都課長

この削減目標40%の根拠とその達成の見込みというお尋ねかと思えます。

この40%につきましては、事前の委員会でも御報告をさせていただいた資料に載っておりますけれども、中が二つ、分かれておりまして、温室効果ガスを削減する方法といたしましては、排出の抑制をする方法と、それから吸収をする方法、二つございます。

その排出抑制の分といたしましては、およそ26.4%、それから吸収する、主に森林ですけれども、森林吸収の分といたしまして、13.6%を掲げさせていただいて、その双方で40%ということとなっております。

その根拠といたしましては、基本的には2030年度に向けまして、今のままの対策というか、今のままで2030年度にいきますと、まずどうなるかという数字をはじき出しまして、そこから、基本的には、国のほうも26%の削減の計画を立てておりますので、国のほうの施策と同様の施策を実施すると。その部分的に、国よりも大きな目標というか、大きな方向性で、例えば、太陽光なんかですと、国の目標よりも業界の目標のほうが高いということもございますので、そういうものであれば、その高いほうの値を、目標として使って計算するというような方法で計算いたしましたところ、排出抑制につきましては、国より3%高い、先ほど申し上げました26.4%ということになっております。

森林吸収のほうは、本県は御承知のように、非常に森林大県でございまして、8割近くが森林で占めるという特殊要因がございますので、その地域資源を最大限活用するというのも、この削減目標の達成に向けての大きな視点でございまして、その森林資源を十分活用いたしまして、これまでも、大きな吸収量を誇ってございましたので、これまでの吸収量の傾向が続くと、2030年まで続くということをお前提にいたしまして、今回13.6%という率をはじき出したところでございます。合計40%ということで、この数字につきましては、現時点では全国トップクラスの数字というふうになっております。

この達成の見込みにつきましては、先ほど、古川委員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、県民総活躍といえますか、県民、事業者の皆様方のお知恵も借りながら、御協力も頂きながら、県民総ぐるみとなって行動することによりまして、達成は可能というように考えておるところでございます。

喜多委員

来年の1月1日から施行するという計画になっております。

50年、100年先の地球を守るためにも、徳島県からこの大きな目標で発信し、実行して、この徳島県は、本当に環境に関してすごいなと、知事の会長の名前だけでないなということにつながってほしいなということをお要望して終わります。

山田委員

私のほうからもちよっと、今の藤本課長の答弁にも聞きたいことがあるんですが、時間

の関係があつて、今、自然エネルギー立県とくしま推進戦略について、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

実は、2030年という話が出ました。再生可能エネルギー、自然エネルギーについては、その2030年、37%の前に、2020年、25%というふうな目標数値が平成27年にもう既に出されております。ちょうど1年前の9月の付託委員会で出されました。

そこで、この現在の徳島県における自然エネルギーの現況と、そして2020年、25%というふうに伸ばす、その内訳も含めて達成見通し等々についてお伺いします。

岡島自然エネルギー推進室長

山田委員から自然エネルギーの導入目標といたしまししょうか、導入率の現状とその見込みというような形の御質問かと思ひます。

最新の状況で、実は、ここ数年といたしまししょうか、ここ一、二年で非常に自然エネルギーの導入というような形で、実は進んだところがございまして、今、詳細は、ちょっとお待ちください。昨年度末にかけて、平成26年度で22%のところまで来ているところでございます。

それで、もう少し最新の情報で、これ上がっているかと思うんですが、済みません、詳細は持ち合わせてないんですけれども、割と高い、25%に近い数字まで確かもう今、来ている状況になっているかと思ひます。

山田委員

37%の場合の内訳は、太陽光発電が13.5%とか風力発電4.5%、水力発電17.4%、バイオマス発電1.6%というふうな数字が内訳として出されておりますよね。今、22%の内訳と25%の内訳を教えてくださいませんか。

岡島自然エネルギー推進室長

平成26年度の22%の数値で申し上げます。太陽光発電が5.1%、風力発電が0.7%、水力発電が16.2%、この時点ではバイオマス発電は0%という形になります。

山田委員

だから、それは現況で、2020年の25%の内訳目標は幾らですかと。

岡島環境首都課自然エネルギー推進室長

2020年度の25%の内訳ということでございますけれども、太陽光発電が6.7%、風力発電は0.7%、水力発電が16.9%、バイオマス発電が0.7%という構成でございます。

山田委員

これについても、更に聞いていきたいんですけれども、ちょっと現実のこの自然エネル

ギーを推進する上での問題ということに絞って、ちょっとお伺いしたいんですけども、FIT法の運用改悪の問題ですね。実はFIT法が今までは、接続要請があれば全国の、四国電力を含めた10電力会社が、基本的に応諾するという義務がありました。

ところが、ただし技術的に支障があればこの限りでないということで、2014年9月以降に九州電力ショックと言われるようなことが起こったわけですけども、その後、このFIT法の改正等々があって、事態を逆手にとって、これまで再生エネルギー事業所に出力抑制を課すルールについて、30日以上は経済的補償を行うとしていたものを、電力会社の状況によっては、太陽光発電など経済産業大臣が指定した再生エネルギー発電について、無制限、無補償の出力抑制に応じることを前提に接続を認めるような形の運用が改悪されたというふうに聞いています。

当然、アンテナの高い岡島室長ですから、この状況は承知しておると思うんですけども、こういうことをすれば再生可能エネルギーの普及、私、非常に、30何%も高いし、先ほど、藤本課長から40%についても高いということでは評価します。それを本当に実現しないといけないのだけれども、実現可能性の問題で聞きますが、こんなことしたら、やはり再生エネルギー発電に急ブレーキがかかるおそれがあるというふうに思うんですけども、自然エネルギー協議会会長県の徳島県としては、この事態をどういうふうに見ているんですか。

岡島自然エネルギー推進室長

先ほど、お話がありました件につきましてでございます。

結論から申し上げますと、たちまちそういったその部分で、接続容量のお話にもつながるかと思うんですけども、現状で接続容量を超えて、その後の改正で影響が出たというふうなことは、現実問題として生じていないところでありますし、このFIT法が来年の4月から改正を受けまして、実際接続を契約だけしておいて、実際、稼働していないような部分については、その部分はFITが取り消されるというふうなこともございますので、発電のその容量については、きっちり見直していくというような制度にもなってございますので、現状においては、もちろんそういった形を徳島県としての提言はもとよりでございますけども、自然エネルギー協議会の会長として国のほうにも提言してございますので、たちまちそういった懸念のところについては、問題は起こっていないというふうに承知してございます。

山田委員

問題は行ってないどころか、この運用改悪されたら、再生エネルギーの推進に確実にブレーキかかるよと。これ、徳島県だけではなくて、全国的に問題になってますよ。だから、その状況を岡島室長の今の答弁を聞いたら、まだ十分、その危機感を持たれてないようですけども、是非ともそういうことをもって対応してほしいというふうに思います。

同時に、FITの関係ともするんですけども、実は、自然エネルギーを普及するとい

うふうな意味で、接続可能量の問題で、今、四国電力管内では、もう既に御承知のように、動いてない原子力発電所1号機とか、今、いろんな議論がなっている原子力発電所、老朽化した2号機、これが、枠の中に入って、結局、再生エネルギーの接続可能量を狭めているというふうな状況も漏れ聞こえてきています。

これ自身も、再生可能エネルギーを将来的に2030年に37%にする上では、当然、これは声を上げて、少なくとも廃炉になった1号機はもちろんですけれども、老朽化した2号機をそのエネルギーの枠内から外すというふうなことが必要になってくると思うんですけれども、その点はどうですか。

岡島自然エネルギー推進室長

自然エネルギー導入に当たっての原子力発電所に対する申入れといいたいでしょうか、そういうようなことの問題の御質問かと思えます。

私どもの県民環境部におきましては、あくまでもという言い方が正しいのかわかりませんが、我々がやるべき課題というのは、一番の最大の課題というのが、県内の自然エネルギーの導入を増やしてくというふうなところが、最大の課題というふうに認識してございます。

そういうことで、自然エネルギー以外の電源構成という部分については、どういうふうになっていくかというふうなことはあるんですけれども、我々としたら、これから南海トラフの大地震を備えるというふうな点でも、自然エネルギーというのは災害に強い、いわゆる自立分散型のエネルギーでございますので、そういった自然エネルギーを、導入を推進する立場から、導入目標に向けて、達成に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

答弁違うよね。私が聞いているのは、原子力発電所の廃炉の1号機、そして、老朽化した2号機、これが枠の中に入っているよな。そのことが、再生エネルギーを普及する上で、足かせにならないんですか。端的に教えてください。足かせにならないのなら、ならないと言ってくれていいですから。

岡島自然エネルギー推進室長

私どもの立場といたしては、ちょっと繰り返しの御答弁で恐縮でございますけれども、我々は自然エネルギーの導入をどんどん増やしていくと。そういうふうなことをする立場というふうな形で認識してございますので、そちらの立場に基づいて、精一杯努力してまいりたいと考えてございます。

山田委員

つまり、これは政策創造部で聞けよということで、私は普及するほうは知らんぞという

ふうな答弁ですね。明日、政策創造部で聞かないといけないなと思いますけれども、一体、連携はとれているのかと。本当に再生エネルギーを普及する上では、こういう問題についても、やっぱり意見は言っていないといけない。少なくとも、やっぱりそこはきちっとする必要があるというふうに思うんですけれども、その点は、改めて御答弁いただけますか。

岡島自然エネルギー推進室長

前回、上村議員の御質問にも県民環境部長が御答弁したというところで、この電力自給率の目標値ということについては、いろいろ2030年での県内自然のエネルギーの供給の積算でありますとか、そのときの電力の需要量を見込むというような形での、37%設定というふうなことでございますが、そちらについての電源構成については、どうなるかにもかわらず、当方としては、自然エネルギーの導入を推進したいというふうに考えてございます。

山田委員

今の上村議員への答弁のお答えですね。これも不思議やなど。37%にするのなら、当然ほかのところが減りますよね。一体、どこを減らすのかと聞いても、それは我々は分かりません。あくまで、自然エネルギーを普及するんですという答弁でした。これは、いろいろまた宿題が残っているので、今日、ちょっと議論になっている子どもの貧困の問題についても、聞いておきたいというふうに思います。

昨年、政府が発表した最新数値で、2012年子どもの貧困率が16.3%、約6人に1人ということで、それが年々増加していると。子どもの貧困率問題について、貧困率とは、相対的な貧困率ですけども、その概念、簡単に結構ですので、一体、徳島県には、どれぐらいの子どもが貧困なのか把握できてますか、という点についてお伺いします。

東條子ども・子育て支援室長

山田委員から、子どもの貧困率についての御質問でございます。

先ほど、委員のおっしゃってございました率につきましては、平成24年調査で、平成25年に国がまとめた国民生活基礎調査の結果でございます。子どもの貧困率は16.3%ということでございます。こちら、相対的な貧困率ということでございまして、こちら全国の数字が出ているということで、都道府県の割合は出ていないというところでございます。

我々、どのように、それを把握するのかということでございましたけれども、私どもといたしましては、特にこちらの国民生活基礎調査でもございましたが、ひとり親世帯の貧困率が54.6%と非常に厳しい状況にあるということで認識しておるところでございます。

厳しい状況に置かれているひとり親世帯の自立促進を図るために、私どもは、平成27年3月に徳島県ひとり親家庭等自立支援促進計画を作成して総合的な施策を進めているところでございますけれども、その計画策定に当たりまして、県内の現状を把握するために、

市町村等の協力を得まして、母子家庭等にアンケート調査による実態調査を行ったところ
でございまして、こちらの実態調査等に基づきまして、様々な施策を推進しているところ
でございます。

山田委員

つまり、徳島県において、政府はさっき16.3%というふうな数字が出たけれども、本県
においては、残念ながらその実態はつかめてないよと。これから、調べていくよと、そし
てひとり親家庭に限ってというか、調査をするというふうなことを言われましたけれども、
もう少し、その具体的な調査の手法、中身等々、もう既に、全国では沖縄県や高知県など
では、子どもの貧困調査ということ、本格的に県を挙げてして、この実態をつかもうと、
先ほど出ていた虐待の問題も根っこはやっぱりここにあるというふうなことで、この子ど
もの貧困に対する認識、相当各県で深まっているところと、そうでないところとあります。

そういうことで、この今回調査はいつからいつまでにして、中身は、こういうことを目
指して、予算はこれぐらいでいきたいんだという点について、お答えください。

東條子ども・子育て支援室長

先ほど申しあげました私どものひとり親家庭に対する調査につきましては、平成26年度
に調査をしているものでございます。こちらの調査について、概要を申し上げますと、県
内の母子家庭等、1,800世帯に対して、アンケート内容として、世帯就労・収入の状況な
ど55項目について、アンケート調査を行いまして、1,200世帯の回答を得たというところ
でございます。

この調査の結果から、様々な状況が明らかになっているところでございます。例えば、
先ほど申しあげました国民生活基礎調査による全世帯の平均所得は537万円という状況で
ございますが、県の実態調査による、こちらの実態調査による収入等につきましては、母
子家庭の収入はその約4割の、平均218万円でございますとか、そういった実態が明らか
かになっているところでございます。

山田委員

だから、一体これは、いつからいつまでして、予算はこれぐらいと。結果はこういうふ
うに公表するという点について、端的にお答えください。

東條子ども・子育て支援室長

現在、申しあげましたのは、県の計画を策定するに当たりまして、平成26年度の8月1
日現在にした調査の概要でございます。

8月1日現在の状況を、平成26年8月1日から8月31日まで市町村の協力を得ながら、
繰り返しになりますが、1,800世帯にアンケート調査を行いまして、1,200件の回答を得
たという調査ということでございます。

山田委員

いや、平成26年度に調査したのはわかった。だから、これからの調査について私は聞いてるんです。これから調査しないのですか。併せて言うけど、実は前の石破前地方創生担当大臣が、貧困の連鎖拡大を踏みかねない大問題だということで、参議院の確か少子化委員会というところで認めて、結局、都道府県に、子どもの貧困についての計画を定めるよう努めるようなものにするという責務まで言われてますよね。

しかし、徳島県の実態はと聞いたら、平成26年度の数値が出てきた。だけど、そしたら、しないということですか。

ほかの県はどんどん今してきています。基本計画をつくる責務というのは、国会で、都道府県でいうことが言われているのに、徳島県では、手をこまねいたままと、こういう認識でいいんですか。

東條子ども・子育て支援室長

国におきましては、「子供の貧困対策の推進に関する法律」を策定しておりまして、それに基づきまして、国のほうで「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しております。こちらの法律等の中で、都道府県については、計画を策定することが望ましいということでございましたけれども、私ども、また平成27年3月に、こちらの国の大綱を勘案した第2期徳島はぐくみプランの中で、社会全体で貧困の連鎖を断ち切るものとして、子どもの貧困対策を位置付けて、これまでの県の取組も盛り込み、子どもの貧困対策のための総合的な施策の推進を図っているところでございます。

また、今後の調査ということでございますけれども、貧困の実態調査につきましては、貧困率を調査している県が数県あるということは、私どもも認識しておりますけれども、国がすべきであるような貧困率等調査については、国のほうでしっかりと調査をすべきであるというような知事会等の意見もございまして、私どもといたしましては、様々な他部局がしております教育委員会の就学援助、実施状況でございますとか、保健福祉部の就労支援等の実態調査等も勘案いたしまして、貧困の実態を把握しているところでございます。

さらには、全国の母子父子、父母のいない児童のいる世帯の生活を実態把握するための全国の調査、平成28年の全国ひとり親世帯等調査というのが、今年度の11月に実施されることとなっております。これは、全国調査でございます。抽出の地区ということでございますけれども、そちらの実態調査なども参考にしていきたいと考えているところでございます。

山田委員

あと1問、もうこれで質問を終わりますけど、きちんと裁いてほしいのですが、私自身は、子どもの貧困問題、ここでもかなり議論されています。その実態を聞いたが、わからない。当然、それはつかむと。全国的にもいろんな努力をやられて、最近では、都道府県

の子どもの貧困対策事業調査ということで、日本大学の先生方等々で、グッドプラクティス事例ということも言われている。もちろん、グッドプラクティスの中には、徳島県も入っていません。いろんな格好で、今、子どもの貧困の問題を重視して取り組もうというふうな気運が出てますけれども、今日の東條室長の話では、具体的な取組は非常に一般的で危機感を持ってないということになるんですけど、この面では、竹岡次長でも部長でも結構ですけども、今後、この子どもの貧困についての徳島県の実態をつかんで、しっかり対策をとる。これは大きな政治的な問題というか、ここの委員会でも非常に大きな問題につながってくる。虐待のこともそうです。そういうことを見たら、検討すべき時期にきているのではないですか。ほかの県より出遅れてどうするんですか。この面では、どうですか。

竹岡県民環境部次長

本県における子どもの貧困の実態調査についての御質問でございます。

本県におきましては、先ほど来、室長のほうから御説明をしたとおり、各種施策におきまして、例えば、ひとり親の家庭の実態調査でありますとか、また、生活困窮世帯、生活保護世帯の実態調査であるとか、それぞれの施策に応じて、実態調査を実施しているところでございます。

全体的に、その子どもの貧困率ということについては、全国的に何府県かの個別の調査を始めているというような情報がございまして、本県といたしましては、また、全国の知事会なども通じて、国のほうに対して、政策提言しているところでございますが、まずは国において、統一的な基準で調査をするとともに、その結果は算出方法を自治体に情報提供するよう政策提言を行っているようなところでございます。

県におきましては、国におきましても、今年度、子どもの貧困の実態と関係施策の実施状況、その他、支援の状況などを国内調査し、情報収集しているというような状況をお聞きしておりますので、その辺のところも十分に注視しながら、県として施策をするに当たって、どのような実態調査が必要かと。それぞれの各部局連携した形で考えていきたいというふうに考えております。

岡田委員

先ほど来、古川委員のときに関連で質問しようかなと思ったんですけど、今、子供の数の話が出ているんですけど、徳島県で1年間に子供って、何人産まれているんですか。

川村次世代育成・青少年課長

出生数についてお問い合わせいただきました。平成27年の本県の出生数は5,586人です。

岡田委員

私、6,000人ぐらいかなと思ってたんですけども、やっぱりかなりの子供の数が減って

きてて、その子供たち一人一人をどのように育てていくかというのが、今の議論の中にあって、その中で、両親が育てる子どももいれば、ひとり親で頑張って子育てしている方もいらっしゃると思います。それで、今のひとり親の支援のところで、全然話が出てこなかったんですけど、実は、母子寡婦福祉連合会では、ひとり親の方のためにテクノスクールの情報をラインで流していたり、ものすごいきめ細かな、ちょっとでも、高所得につながりますよというような情報を皆さん、出されているんですね。

それで、各部署、是非連携してもらって、そのひとり親の方の、まずは貧困を救うのは、元気なお父さん、お母さんで、まずは所得が上がる、定職につくというところが、一番の生活の安定につながっていくので、子どもを育てていく中で、誰も、福祉の側に援助を求めるのではなくて、きちんとした就労として、生活をしていくための支援をしてほしいと思ういます。少しでも技術が高くなるとか、その介護士の資格が取れるとか、パソコンの技能講習も無料でしてくれてるといふ、いろんなツールがあるので、是非そういう情報を共有してもらって、お母さん、お父さんたちが、子どもを育てていく上で、まずは、自ら頑張れる環境をといるのを、是非、是非、県庁の中で共有してもらおうのが、まず一番かなと、今、お話を聞いていて思います。

それで、頑張っているお父さん、お母さんでも、やっぱり1人で限界があるので、その次のサポートとしては、今の子育て支援のほうの部署が出ていって、サポートしてあげるべきだと思います。また、その保育所の問題等々とか、働く環境整備というの、トータルで考えてほしいと思います。将来の徳島を担ってもらわないといけない子供たちを今考えなかったら、もうタイムリミットが来ているのではないですか。いかがでしょうか。

東條子ども・子育て支援室長

岡田委員から、各部署の連携について御意見を頂きました。正にそのとおりでございまして、私どものところは主には、ひとり親家庭支援というところで、様々な施策を行っているところでございますけれども、県庁全体で様々な女性の就業支援でございまして、そういった様々な取組も行っているところでございます。各部署が連携をいたしまして、効果的な情報提供ができるように、母子寡婦福祉連合会のほうも、ラインというようなツールで、積極的に情報提供をしていただいているということも、非常に心強く思っておりますけれども、積極的な連携と効果的な情報提供について、今後も努めていきたいと考えておるところでございます。

岡田委員

もう本当に、徳島県、一つの課題はいかに人口を増やすかというところなので、やっぱりせつかく産まれてきた子供が元気に育ってもらうというのが一番の取組だと思いますので、是非、まずは一番大事な取組を忘れずに、是非行っていただきたいという要望をさせていただきます。

それで、もう一つ、その子供が産まれるためには、やっぱり結婚しないといけないのよ

ね、ということで、マリッサの取組というのを今年からされているんですけども、阿波の縁むすびサポーターというのを募集されて、今、登録がされて、皆さん、顔写真アップ等々されているんですけども、その阿波の縁むすびサポーターの応募というか、募集要項とか、また、その決定された条件というのはどんなのでしょうか。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま、阿波の縁むすびサポーターについてのお問合せを頂きました。阿波の縁むすびサポーターと申しますのは、今年度から新たな結婚支援の一つとして、非常に重要な役割でございますが、イベントやお見合いの席に同席をいたしまして、独身者の出会いから結婚まできめ細かく支援をしていくという方でございます。

今の応募の要項でございますけれども、まずは、これ、ボランティアでやっていただくんですけども、純粋に独身者の結婚を応援してくださる方にサポーターになっていただきたいと思っております。

具体的には、例えば、保険の勧誘であるとか、営業目的とか、宗教関係とか、そういった目的で応募した方は、ちょっと御遠慮いただきたいと思っております。それから、あと個人情報の保護であるとか、サポーターの研修会がございますので、その研修会をきちんと受講していただいた方、それから、御自身が婚活中である方は御遠慮いただいております。それから、営利目的で婚活関連の事業をされている方は、御遠慮いただくということになっております。

岡田委員

そしたら、御自身が婚活中でないということは、結婚されている人たちというのが対象なんですか。

川村次世代育成・青少年課長

独身の方でも結構なんですけれども、婚活中の、結婚相談所に行かれているとか、そういった方は御遠慮いただいております。純粋に結婚を応援したいと言っている方もいらっしゃいますので、そういう方は応募いただいてもかまわないと思っております。

岡田委員

保険、宗教の勧誘でない。それは当然だと思うし、そしたら、もう一つの営利目的でないとか、同業種でないとかという意味だと思うんですけど、それは、今回のときにはなっていて、次には、それがまた仕事が変わってなったとかいうのだったら、それは外されていくということなんですかね。その営利目的のラインというのは、どこら辺で線引きされているんですか。

川村次世代育成・青少年課長

営利目的というか、いわゆる結婚相談所、結婚相談事業を行っている方は御遠慮いただいております。御本人の申出でサポーターを応募していただいておりますので、中には、そういった方ももしかしたら入ってしまう可能性もあるとは思っております。

ただ、例えば、サポーターの方が、御自身の事業のほうに勧誘を何度もするとか、そういったことを独身者のほうから苦情なり、何らかの形で耳に入った場合には、お話をさせていただくと、そして御遠慮いただきたいというふうに思っております。

岡田委員

結局、先ほど、課長がおっしゃったように、純粹に出会いを提供したいのよという方の意思で、善意を主にして選ばれたという話ですので、今後、いろいろ、その方の形態とか業種とかが変わって、いろんな職種に、仕事なので変わっていく可能性はあるんですけど、その場合には、会の規約にそぐわなかったら、退会をしてもらいますよ、ということはされていくんですね。

それともう一つ、各市町村のバランスというものが、非常に悪いんですけど、あれはもう応募してくれた人というのが基準なので、徳島市が一番多くて、勝浦町も結構いらっしゃるんですけど、そのバランスが、市町村が人口割合なんかと思ったけど、そうではなくて、吉野川市の方が2人で鳴門市の方も3人かのバランスだったんですけど、それは、全員が名前を挙げてないから、そうなっているのか、どうなのかがわからないですけど、市町村のバランスの配置というものは、余り意識されてないんですか。

川村次世代育成・青少年課長

各圏域で南部とか西部とかに赴きまして、説明会等は行っています。それで、例えば、地域でボランティアをもともとやっておいでた方とかは、手を挙げていただいていたりするんですけども。市町村のばらつきのないように、広報したいと思っています。

岡田委員

今年の多分一番の目玉の事業で、皆さん、成功というか、うまくいくのを期待しているところがあるので、是非、うまく運営してもらおうとともに、今、軌道に乗って、それこそ結婚相談所の皆さん、いらっしゃって仕事で生業にしている方と、競合にあんまりならないようにとか、それともう一つ、ボランティアで純粹に地元根付いて、相談されている方たちもいらっしゃるので、そういう方たちの今までのやってきたとおり、やりたいよというような方たちの要望にも是非答えてもらえるような取組で、柔軟なところは柔軟にもらえるように、是非お願いして終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第7号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時50分）